

県・市の荒崎水害対策40年経過しても 完成しない治水対策を固持

笹田トヨ子議員は来年度予算編成にあたり、教育・福祉・環境など19項目の要望書を提出し、10月5日、「保育料」「少人数学級」「障害児教育」など子育て・教育問題と「治水」について市長と懇談しました。今週号は「治水」を報告します。尚、岐阜県に対しても荒崎地区の水害対策について要望し、岐阜県河川課との懇談を行いましたので合わせて報告します。

笹田議員「大谷川洗堰一帯を遊水地公園にしては」 県・市「予算上困難、第2期計画で洗堰を解消する」

県交渉

8月に共産党の岐阜県交渉が行われ、遊水地公園の提案に対して県河川課は「遊水地も治水対策としては有効であるが、予算がかかりすぎる。現在、相川・大谷川・泥川浸水対策事業等を行っているが、H19年に洗堰を1m5cm高上げし、その後、第2期計画で洗堰を解消する」というものでした。

大垣市長交渉

大垣市長との懇談でも、基本的に県河川課の考え方にそったものでした。笹田議員の「河道だけに頼る治水対策でよいのか」という質問に対し、市長は「ため池など遊水機能を否定しているわけではないが、その効果は河川の容量と比べると大変小さい。宅地化した現在では河道にたよるしかない」と回答しました。

また笹田議員が、23号台風のような「集中豪雨時の浸水対策」についての見解を質したところ、建設部長は「原因調査を行い、総合的、効果的、効率的に対応したい」と回答。床上浸水の多かった寺内町の浸水被害については、「宅地化」や「雨量に対して水路容量の不足」などいくつかの条件が重なったのが原因と答えました。



～河道主義とは？～

河道主義とは「洪水を河道に押し込め、できるだけ早く海に流してしまう」というものです。しかし、洪水を河道に押し込めようと考えるところに無理があります。また、河川改修は計画洪水を想定してなされるので、それを超える洪水のときには対応ができないという根本的な問題があります。ですから、本当の安全性を考えるときには、洪水が河川から溢れた場合のことも考慮した治水策＝総合治水策がとられる必要があります。具体的には、輪中堤、霞堤などの伝統的な治水技術を取り入れた施策であり、洗堰（越流堤）もその1つと言えます。

荒崎地区の水害対策 河道主義でよいのか

荒崎地区の水害対策については、遊水地ではなく洗堰を解消する河道主義の方向を打ち出しました。この対応策についてはいくつかの問題点があります。

第1は、大垣市の地形は“なべ底”に位置し、集中豪雨になれば、機械排水に頼らざるを得ない所です。河道だけに頼るのではなく、遊水地が確保できるのであれば確保するのが基本的な考え方ではないでしょうか。第2は、新河川法では流域住民の意見聴取（河川法16条の2第4項）が義務付けられていますが、今まで一度も意見聴取が行われておらず、この方向を打ち出すのはいかなるものか。第3に、「住民合意」や「第2期計画完成」に至るまで、どれだけの期間がかかるのか。そこに至るまで荒崎地区は遊水機能を持つ地域として、今までと同じように水害の危険にさらされることになるのではないのでしょうか。